

第7表 有機溶剤業務の衛生管理

衛生管理内容	物質名	第1種有機溶剤		第2種有機溶剤												第3種有機溶剤					
		屋内作業場等		屋内作業場等												タンク等の内部					
		(イ)~(ル)	(イ)~(ル)	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	(チ)	(リ)	(ス)	(ル)	(ワ)	(イ)~(ル)	(ワ)	(イ)~(ル)			
	① クロホルム	1	アセトン	21	酢酸メチル	1	ガソリン														
	② 四塩化炭素	2	イソブチルアルコール	22	シクロヘキサノール	2	コールタールナフサ														
	③ 1,2-ジクロロエタン	3	イソプロピルアルコール	23	シクロヘキサノン	3	石油エーテル														
	④ 1,2-ジクロロエチレン	4	イソペンチルアルコール	24	1,4-ジオキサン	4	石油ナフサ														
	⑤ 1,1,2,2-テトラクロロエタン	5	エチルエーテル	25	ジクロメルタン	5	石油ベンジン														
	⑥ トリクロロエチレン	6	エチレンジグリコールモノエチルエーテル	26	N,N-ジメチルホルムアミド	6	テレピン油														
	⑦ 二硫化炭素	7	エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート	27	スチレン	7	ミネラルスピリット														
			エチレンジグリコールモノノルマル-ブチルエーテル	28	テトラクロロエチレン																
			エチレンジグリコールモノメチルエーテル	29	テトラヒドロフラン																
			オルト-ジクロロベンゼン	30	1,1,1-トリクロロエタン																
			キシレン	31	トルエン																
			クレゾール	32	ノルマルヘキサノール																
			クロルベンゼン	33	1-ブタンオール																
			酢酸イソブチル	34	2-ブタンオール																
			酢酸イソプロピル	35	メタノール																
			酢酸イソペンチル	36	メチルイソブチルケトン																
			酢酸エチル	37	メチルエチルケトン																
			酢酸ノルマル-ブチル	38	メチルシクロヘキサノール																
			酢酸ノルマル-プロピル	39	メチルシクロヘキサノン																
			酢酸ノルマル-ペンチル	40	メチル-ノルマル-ブチルケトン																
環境	設備	第1種、第2種に係る設備(第5条)	密閉する設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		局所排気装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		ブッシュ型排気装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		第3種に係る設備(第6条1項)	密閉する設備																	○	
		局所排気装置																		○	
		ブッシュ型排気装置																		○	
		全体換気装置																		○	
		第3種に係る吹付け塗装等に係る設備(第6条2項)	密閉する設備																		○
		局所排気装置																			○
		ブッシュ型排気装置																			○
		設備の適用除外または特例(第7条~第13条)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		管理	換気装置の性能等	局所排気装置のフードおよびダクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				排風機等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				局所排気装置の性能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				全体換気装置の性能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気装置の稼働	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
妨害気流の排除等	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
作業	管理	測定	測定の実施および記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		作業主任者の選任等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		自主検査・記録・点検・補修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		有機溶剤の区分の表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		タンク内作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		事故の場合の回避等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		貯蔵と容器	貯蔵	関係者以外の立ち入ることを防ぐ設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			蒸気を屋外に排出する装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			空容器の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
健康管理	健康診断	保護具	送気マスクの使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
教育	衛生教育	定期の健康診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		健康診断に関する記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

(注) 1. 表中 ○○ はいずれかによるべきことを、設備欄の○は設備の適用除外または全体換気装置と保護具を併用することによって密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置の設置をしないことができる特例を示す。  
 2. 「事故の場合の回避等」の欄はタンク等の内部における業務に限る。  
 3. 保護具の「送気マスクの使用」の欄の○は、適用業務に(ワ)を含むこと、また「第9条第2項」は、送気マスクの備付けに伴う同条の特例があることを示す。  
 4. 保護具の「送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用」の欄の○は全体換気装置との併用または密閉設備を開く場合に適用される。

特化則、第2条第3項(令別表第3) 2015/03/18

第1号	第1類	1	ジクロロベンジジン
		2	アルファーナフチルアミン
		3	塩素化ビフェニル(PCB)
		4	オロトトリジン
		5	ジアニシジン
		6	ベリリウム
		7	ベンゾトリクロリド
第2号	第2類	8	1-6: 1% <small>以下</small> 、7: 0.5% <small>以下</small> 、6: 3% <small>以下</small> 合金
		1	アクリルアミド
		2	アクリロニトリル
		3	アルキル水銀
		3の2	インジウム
		3の3	エチルベンゼン
		4	エチレンイミン
		5	エチレンオキシド
		6	塩化ビニル
		7	塩素
		8	オーラミン
		9	オルトーフタロジニトリル
		10	カドミウム
		11	クロム酸
		11の2	クロロホルム
		12	クロロメチルメチルエーテル
		13	五酸化バナジウム
		13の2	コバルト
		14	コールタール
		15	酸化プロピレン
		16	シアル化カリウム
		17	シアン化水素
		18	シアン化ナトリウム
		18の2	四塩化炭素
		18の3	1, 4-ジオキサン
		18の4	1, 2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)
		19	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
		19の2	1,2-ジクロロプロパン
		19の3	ジクロロメタン(二塩化メチレン)
		19の4	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェート(DDVP)
		19の5	1, 1-ジメチルヒドラジン
20	臭化メチル		
21	重クロム酸		
22	水銀(除く硫化水銀)		
22の2	スチレン		
22の3	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)		
22の4	テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)		
22の5	トリクロロエチレン		
23	トリレンジイソシアネート		
23の2	ニッケル(粉状)		
24	ニッケルカルボニル		
25	ニトログリコール		
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		
27	パラ-ニトロクロルベンゼン		
27の2	砒素(除くアルシン、砒化ガリウム)		
28	フッ化水素		
29	ペータープロピオラウトン		
30	ベンゼン		
31	ペンタクロルフェノール(PCP)		
31の2	ホルムアルデヒド		

		32	マゼンタ
		33	マンガン(除く塩基性酸化マンガン)
		33の2(9)	メチルイソブチルケトン
		34	ヨウ化メチル
		35	硫化水素
		36	硫酸ジメチル
		37	混合物
第3号	第3類	1	アンモニア
		2	一酸化炭素
		3	塩化水素
		4	硝酸
		5	二酸化硫黄
		6	フェノール
		7	ホスゲン
		8	硫酸
		9	混合物

# 有機溶剤作業チェックリスト

区分		チェックポイント	良 否	改善事項
環 境 管 理	設 備 ・ 環 境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密閉装置、局所排気装置、全体換気装置は、法令の規定に適合する設備を設置しているか。</li> <li>・特例措置の場合、労働基準監督署長の許可を受けているか。</li> <li>・局所排気装置のフード、排風機、排気口、性能、全体換気装置の性能を、適切に管理しているか。</li> <li>・人体に及ぼす作用、取り扱い上の注意事項、中毒発生時の注意事項、色別区分を掲示（表示）しているか。</li> <li>・有機溶剤設備の計画の届出を行っているか。</li> </ul>		
	管 理 測 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月以内ごとに1回、定期的に環境測定を行っているか。</li> <li>・測定記録を3年間保存しているか。</li> <li>・基準通りの測定方法で測定を行っているか。</li> <li>・必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。</li> </ul>		
	自 主 検 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置の定期自主検査を行い、3年間、記録を保存しているか。</li> <li>・最初の使用時および分解・改造・修理時に点検しているか。</li> <li>・異常を認めたときは直ちに補修しているか。</li> </ul>		
作 業 管 理	資 格 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機溶剤作業主任者を選任しているか。</li> <li>・有機溶剤作業主任者は所定の職務を励行しているか。</li> <li>・作業者は十分な教育を受けているか。</li> </ul>		
	作 業 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業基準に基づいた方法で作業を行っているか。</li> <li>・タンク内作業では、次の措置を講じているか。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有機溶剤等の流入の恐れのない開口部の解放</li> <li>② 溶剤等による身体汚染時及び作業後での身体の洗浄</li> <li>③ 事故発生時における退避用設備・器具の整備</li> </ol> </li> <li>・有機溶剤類を入れたことのあるタンクには、有機溶剤中毒防止のための所定の措置を講じているか。</li> <li>・タンク内作業で事故起こり、中毒が発生するおそれのある場合、直ちに作業者を退避させているか。</li> <li>・タンク内作業や通風が不十分な屋内での作業などではホースマスクを使用しているか。</li> <li>・ホースマスクを使用する場合、作業者が有害な空気を吸入しないような措置を講じているか。</li> <li>・特例により局所排気装置を設けないで行う屋内作業など、所定の作業ではホースマスクや防毒マスクを使用しているか。</li> <li>・有機溶剤を屋内に貯蔵する場合、施錠による区画を行うなど、所定の方法で行っているか。</li> <li>・空容器の処理には密閉するか、屋外に集積しているか。</li> </ul>		
	職 場 巡 視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。</li> <li>・職場巡視者を決めているか。</li> <li>・巡視記録を保存しているか。</li> <li>・前回の巡視で指摘された改善事項は処理しているか。</li> </ul>		
健 康 管 理	健 康 診 断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇い入れ時、配置替え時の健診を実施しているか。</li> <li>・6ヶ月以内ごとに1回の定期健診を実施しているか。</li> <li>・健診は法定の項目によって実施しているか。</li> <li>・健診結果を5年間保存しているか。</li> </ul>		

## 有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤		
労働安全衛生法	57条	表示	○	○	×		
	57条の2	文書の交付	○	○	○		
	88条	計画の届出	○	○	○		
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	密閉装置	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—	
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	密閉装置	—	—	○	(いずれか)
			局所排気装置			○	
			プッシュプル型換気装置			○	
			全体換気			吹付け以外 ○	
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○		
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○		
	19条	作業主任者の選任	○	○	○		
	20条～21条	定期自主検査	○	○	○		
	22条～23条	点検、補修	○	○	○		
	24条	掲示	○	○	○		
	25条	区分の表示	○	○	○		
	26条	タンク内作業	○	○	○		
	27条	事故の場合の退避等	○	○	○		
	28条～28条の3	作業環境の測定	実施	○	○	×	
			結果の評価	○	○	×	
			結果に基づく措置	△	△	×	
	29条～30条の3	健康診断の実施	○	○	△		
	32条～33条	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△		
	33条の2,34条	保護具の数等	○	○	○		
	35条,36条	貯蔵と空容器	○	○	○		

○：義務の対象となるもの

△：特定の場合において、義務の対象となるもの

参照条文・・・厚生労働省法令等データベースサービス>第5編労働基準>第2章安全衛生  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署  
 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>